

## 大規模盛土造成地マップに関するQ&A

**Q1** なぜ、大規模盛土造成地マップをホームページで公表するのですか。

A1 このマップは、大規模盛土造成地の存在を知っていただき、宅地の状況や周辺の擁壁、斜面に目を配り、安全点検に努めること等により、市民の皆様の防災意識を高めていただくことを目的としています。

**Q2** 公表されたマップに示されている箇所は危険ということですか。

A2 マップは、造成前後の地形図等を重ね合わせて、大規模盛土造成地が域内にどれくらいあるか、また、概ねの位置と範囲はどうかというものを示すもので、その造成地が危険か否かに着目して抽出しているものではありません。  
お住まいの地域の防災情報の一つとして活用していただきたいと思います。

**Q3** 最近行われた造成地もマップに表示されていますか。

A3 このマップは、造成前の地形図(昭和37年前後)と、造成後の地形図(平成30年前後)を重ね合わせ、大規模盛土造成宅地の概ねの位置と範囲を抽出、規模の大きいもの等を選定し目視で現地確認してマップに記載しています。

**Q4** マップでは、自宅の敷地が大規模盛土造成地の範囲にあるかどうかよく分かりません。もっと詳細な図面はありませんか。

A4 公表したマップ以上の詳細な図面はありません。マップは造成前後の地形図を重ね合わせて大規模盛土造成地を抽出しており、地形図の精度や重ね合わせに伴う誤差もあることから、大規模盛土造成地の概ねの範囲を示したものとなります。

**Q5** 所有する宅地が大規模盛土造成地に含まれている場合はどうすればいいですか。

A5 このマップは、必ずしも危険な箇所を示したものではないので、大規模盛土造成地であることをもって対策が求められることはありません。マップを公表することにより、宅地の所有者等の皆様に宅地防災に関心をお持ちいただき、日ごろから地盤や擁壁の状態に気を配っていただきたいと思います。

**Q6** 大規模盛土造成地に該当すると、宅地開発や建築行為等に規制がかかりますか。

A6 大規模盛土造成地であることをもって、特別な手続きや規制がかかることはありません。

Q7 **大規模盛土造成地に含まれる宅地等を取引する際に、重要事項説明書に記載する必要がありますか。**

A7 現段階で、大規模盛土造成地であることを宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書に記載することは求められていません。

Q8 **大規模盛土造成地マップと土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等は異なるのですか。**

A8

そのとおりです。大規模盛土造成地は、一定規模以上の谷埋め型、腹付け型の盛土箇所を示したものであり、土砂災害警戒区域等とは異なります。

Q9 **大規模盛土造成地は、マップに示された箇所以外にはないのでしょうか。**

A9 この調査では、盛土造成地と住宅、公共施設等(避難所や鉄道など)との位置関係から調査対象地域を設定しています。そのため、郊外の工場やゴルフ場といった周辺に住宅や公共施設等がほとんどない造成地については、調査対象から除外されています。